経済産業省

平成21年4月27日

団体 各位

経済産業省製造産業局長 細野 哲弘

豚インフルエンザ対策について

今回の豚インフルエンザの海外における発生については、WHOが「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態に該当する」との認識を示しており、我が国としても警戒監視を強化すべき事態であることを踏まえ、今般、経済産業省において、「経済産業省の当面の対応方針」(別添)を決定いたしました。

貴団体におかれましては、傘下の各事業者に対して政府等から示される豚インフルエンザに関連する情報等を注視していただくとともに、日用品室内に相談窓口を設置いたしましたので、何かご不明な点等ありましたら、ご相談いただきますようお願いいたします。

(御参考)

・政府の豚インフルエンザへの対応(官邸のホームページ)

URL: http://www.kantei.go.jp/jp/kikikanri/flu/swineflu/index.html

経済産業省の当面の対応方針 (豚インフルエンザ対策に関する省内連絡会議決定)

平成21年4月27日 経済産業省

1. 情報収集と経済活動への影響の確認

発生国における罹患等の状況及び諸外国の対応状況等について把握に努めるとともに、発生国における経済活動への影響、 当該国での生産活動等が停滞した場合の国内産業への影響について確認を行う。

2. 電力・ガス・石油等のライフライン関係

発生国からのエネルギー資源の供給に与える影響、国内における電力・ガス・石油等の供給体制について確認を行う。

3. 生活必需品関係

生活必需品の製造・流通・販売に関わる事業者に対して、供給体制、備蓄等の状況を確認する。

4. 産業界等に対する注意喚起

関係事業者団体・独法・政府系金融機関等に対して、政府等から発出される情報を注視するよう要請する。

また、省内各部局において相談窓口を設置する。